

## 21世紀の社会人野球チームモデルケース

JABA 社会人野球改革検討分科会(2000年2月提出)

項目	1.企業スポーツ型	2.複合企業型	3.独立法人型	4.同好会型
主体	単独企業及びそのグループ企業	企業 自治体・公共団体 府県野球連盟	企業 自治体・公共団体 府県野球連盟	選手個人
チーム組織	①単独企業及びそのグループ企業でチームを設立・運営する。また、社員等による後援会組織で運営をサポート	複数の企業または団体に組織する。	複数の企業または団体に独立法人を設立する。(株式会社、NPO法人等)	①地域クラブ ②同好会
選手構成	①主体企業及びグループ企業の社員が中心 ②契約・嘱託社員 ③資本関係の全く無いチーム後援会法人会員企業等の社員も可	①地域(または府県)内の有力企業を中心に一社1名~3名程度を雇用し、チーム活動へ参加させる。 ②選手が現役を退いた場合、その人数分補充していく。	①地域(または府県)内の有力企業を中心に一社1名~3名程度を雇用し、チームを運営する法人への派遣(出向)させる。 ②選手が現役を退いた場合、その都度人数分補充していく	個人の意志で参加する。
選手処遇	①選手は雇用元の企業から給与等を受ける。	①選手は雇用元の企業から給与等を受ける。	※選手の雇用元とチームの法人で派遣契約を結ぶ。 ①選手は雇用元の企業から給与等を受ける。 ②チームの法人へ出向し規定に基づき報酬を得る。	①チームとの雇用関係はなし。 ②就職の斡旋
傷害補償	①労災として対応 ②会社側で民間傷害保険に加入 ③個人でスポーツ傷害保険に加入	①各雇用元の企業が対応 ②後援会で一括加入 ③個人でスポーツ傷害保険に加入	①法人として加入 ②個人でスポーツ傷害保険に加入	①後援会で一括加入 ②個人でスポーツ傷害保険に加入
運営費	①選手労務費は雇用元の各企業負担。 ②遠征費、大会参加費、用具代等の活動経費は、後援会費並びに各企業からの寄附により賄う。	①選手労務費は雇用元の各企業負担。 ②遠征費、大会参加費、用具代等の活動経費は、後援会費並びに各企業からの寄附やユニフォーム等スポンサーとしての広告宣伝費に	①選手労務費は雇用元とチームの法人の派遣契約による。 ②遠征費、大会参加費、用具代等の活動経費は、チームが負担する。	①個人会費 ②協賛企業からの支援 ③後援会からの支援 ④地元自治体等からの支援
後援会組織	①個人会員…社員、地域住民 ②法人…グループ企業、地元企業	①個人会員…選手派遣企業社員、地域住民、その他 ②法人…選手派遣企業及びその他の地元企業、 ③地元自治体及び公共団体、府県連盟等からの補助金	①個人会員…選手派遣企業社員、地域住民、その他 ②法人…選手派遣企業及びその他の地元企業、 ③地元自治体及び公共団体、府県連盟等からの補助金	①個人会員(選手本人) ②法人 地元企業、スポーツ店、飲食店等
地域対策	※住民へチームの存在を定着化させる。 ①強い(誇れる)チームである。 ②地元での試合開催 ③地域住民活動への参加 ④ファンサービス事業の展開。	※住民へチームの存在を定着化させる。 ①強い(誇れる)チームである。 ②地元での試合開催 ③地域住民活動への参加 ④ファンサービス事業の展開。	※住民へチームの存在を定着化させる。 ①強い(誇れる)チームである。 ②地元での試合開催 ③地域住民活動への参加 ④ファンサービス事業の展開。	①チーム後援会等関係への奉仕活動など ②主要グラウンドの環境整備
課題	①社業へ貢献できる人材の育成 ②OBによるチームサポート	①所属の企業の社業への貢献及び貢献できる人材の育成②OBによるチームサポート	①後援企業に対する人材提供	
問題点	①主要企業の業績悪化の影響を受ける。	①企業名の露出が少ない。 ②企業等への参画呼びかけは誰がするか。 ③チーム運営・強化のためのGM的人材の登用、育成。	①チームを運営するための、収益活動の強化。 ②選手以外に経営のための人材の雇用。	①使用グラウンドの確保 ②仕事との両立、平日試合の人数確保 ③活動費の捻出